21

昭和40年11月15日 第百三十一号 （毎月15日発行）

麻生町報

麻生町役場
麻生印刷所
永作
麻生町42
発行人
発行所
発印刷所

11月家庭の日

- 働く人に「ありがとう」の心を忘れずに
- 郷土の歴史をたずねよう
- 火の始末に気をつけよう
- からだの不自由な人をみんなで守ろう
- 風邪をひかないように注意しよう

毎月第3日曜日は『家庭の日』

10月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,683人	2,883人	5,566人	1,207
太田地区	1,062	1,096	2,158	401
大和地区	2,432	2,588	5,020	934
行方地区	1,213	1,326	2,539	503
小高地区	1,716	1,778	3,494	677
計	9,106	9,671	18,777	3,722

寄せられた反対熱情に感謝
空港は霞ヶ浦に設置せず

11月18日、政府は、富里に新国際空港設置を内定しましたもう、この内定は、くつがえることはないでしょう。我々の血のにじむような努力が効を奏しました。全く、筆や口につくせないあらゆる行動が霞ヶ浦設置を、阻止出来得たのであります。全町一丸となり、老も若きも男女を問わず、陳情につぐ陳情、夜のいこいさえ忘れPRに陳情に力をつくしたことがむくわれたのです。

或る県議は「麻生町民は、ふりあげたこぶしのやり場がないでしょう」といっていますがこれでよいのです。全くあつけなく政府は富里にきめてしまったのです。あつけないといっても、我々にとっては、生死をかけてとり得た反対運動の結果なのです。

反対運動に寄せられた皆さんの熱情に深く深く感謝いたします。こん後も、この団結心を新麻生町のため奮い起し、新町建設のため努力しようではありませんか。

合併十周年庁舎落成
記念式典盛会に終る

十一月六日、竣工なった新庁舎で、午前十時、県知事始め来賓六百名参列のもとに、麻生町合併十周年及び庁舎落成記念式典が盛大に行なわれました。

行方分教場の中学生のブラスバンド吹奏「君が代」は、参列者一人一人の胸にしみ渡り荘厳さをかなでてくれました植田助役の開式のことば、永作町長の式辞、「苦節十年教育施設完備、町道整備、ようやく新庁舎完工の偉績をなし得たことについて、町民各位の苦労と御協力に深甚の敬意を表します」と結び、ついで、荒張議長の「工事経過報告」感謝状表彰状の授与及び記念品贈呈、この日栄誉をうけた人々の心は、うれしさで一杯になったことでしょう列席者の皆さんも心からお祝いたしました。

来賓祝辞、受賞者代表謝辞、小峯収入役の、ご苦労をねぎらう閉会のことばで式典をとじました。

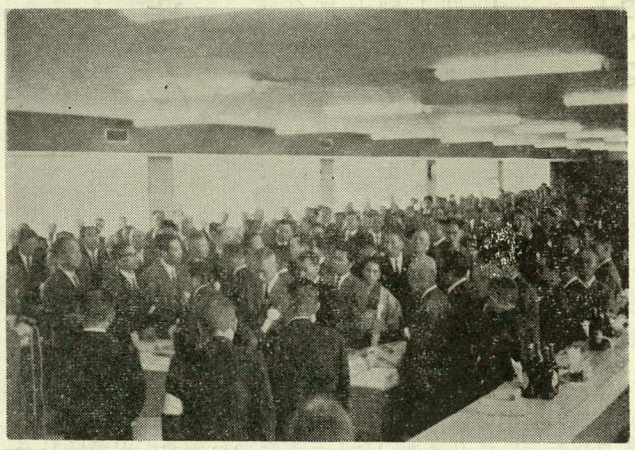

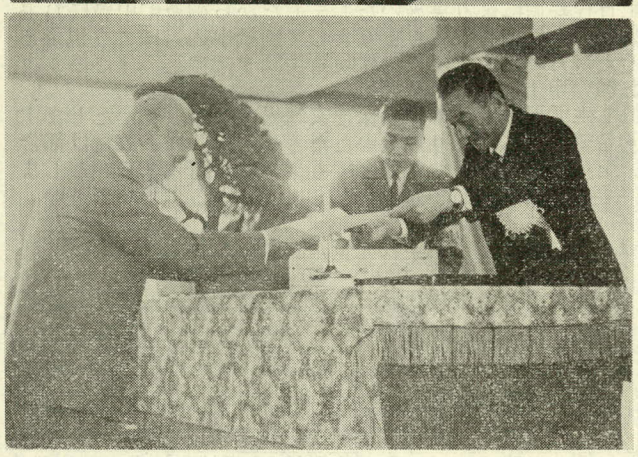

麻生農集電話架設の工事に

11月8日から来年1月22日まで、麻生農集電話のケーブル増設、電柱新設支線新設などの工事をします。

このため私有地にも立入踏荒し樹木の伐採等もあると思われますからご協力をお願いします。

国民年金審議会の中間報告
夫婦で月一万円に
保険料は月二五〇円から三〇〇円

昭和四一年度は、国民年金財政再計算の時期に当るので本制度の改善について審議を続けている国民年金審議会（厚生大臣の諮問機関）は、厚生大臣に対し、「審議メモ」の形で中間報告をした。厚生省はこの報告に基づき、国民年金法改正案（来年度実施）の作成に着手し、国会に提出する予定である。

なお、中間報告の主な内容は、つぎのとおりです。

これまで、国民年金保険料二五年納付した場合の老令年金額、月額二千円から、これを五千円に引上げ、夫婦で加入している場合「一万円年金」となるようにすることが望ましいとしている。

年金額の引上げに伴い、当然保険料も増額されることとなるが、これについては、おおむね一人当り月額二五〇円から三〇〇円程度とされ、国庫負担については、保険料と同額程度に改善したい意向である。なお障害、母子年金等についても相当額の引上げが予想されています。

今月の税

固定資産税 4期

期限内に納税組合へ

行政書士の試験は12月21日

行政書士の試験が12月21日県であります。

希望される方は広報係までおたずね下さい。

県職等採用試験

県人事委員会では、40年度茨城県職員採用初級試験と茨城県市町村立小中学校事務職員選考を実施します。

希望者は、総務課広報係までお問合せ下さい。

自衛隊員募集

十一月二十五日、潮来保健所で自衛隊員募集試験があります。

18才以上の男子で希望者は、前10時から12時の間に保健所へ、その時に受付をします。

11月は所得税の予定納税2期分の納期

所得税の予定納税第二期分の納期は11月1日から30日までとなつています。

期限内に完納されるように。

麻生税務署

暖房器具と火事

これから冬に向い、電気暖房器具の使用も増えますが、この衛生的で便利な器具を、悲惨火災の原因にしたくないものです。電気は必ずコンセントからとりましょう。

電灯ソケットからとると、ソケットが過熱したり、ショートしたりします。

たとえば、電球の発生熱量は口金附近で約一〇〇度Cの温度上昇をもたらすといわれています。ことに大きい電熱器アイロン・ストーブなどを使えば、大きな過熱を招くのは当然です。

11月のあき巣

11月は、あき巣のふえる月です。行楽期で、家族そろつての外出などが多いせいでしょうが、わずか五分の留守でもドロボウはねらつています。

近所への用たし、買物など、ちょつとの間でも留守番のいないときは、めんどうがらずに各出入口、窓などの鍵をかけていくようにしましょう。

戸締まり後のかぎを牛乳箱や新聞受、かもいの上などに隠しておいたために、これをドロボウに発見されて、思わぬ被害を受ける例がよくあります。これではせつかくの戸締まりが水のあわです。

また外出するときは、隣近所に行き先や、帰宅の予定時刻などを連絡しておくと心丈夫です。

景況対策企業相談所を設置

現下の不況は、政府の諸施策にもかかわらず好転する気配もみえず、中小企業の倒産が後を絶たない状況であります

県ではこうした情勢に対応するため「茨城県中小企業不況対策要綱」を定め具体的な施策を実施することになりました。

その施策のひとつとして「景況対策企業相談所」を設置して、企業者の経営、金融、取引、労務等の相談に応じることになつて居ります。

麻生町と商工会でもこうした県の施策に呼応して、商工会の事務所に「麻生町景況対策企業相談所」を設置いたしましたので、年末資金金融等について気軽に御相談いただきます。

期間は昭和四十一年三月三十一日までです。

電気安全 あ・ら・かると

は 配電線からはなして建てようテレビアンテナ

ひ ビニールコードは熱きらう

ふ ブタ小屋へコード配線絶対禁物

へ 勉強部屋にもまず コンセント

ほ 僕も知つてる危険なすずめとり

ま ママがおぼえた安全器のヒューズ取替

ミ みんなが知つてるこのマーク

む 無理なく無駄なく正しい配線

め めんどうがらずに正規の工事

県税相談日

毎月25日は皆さんの県税相談日です。

県税について不審な点や相談したいことがありましたら、もよりの県税事務所に気軽にお出かけください。

係員がお待ちしています。

個人事業税第二期分の納期は11月30日までです。

流水の占用は許可を受けなければなりません

河川法が改正になつて河川の流水を占用する者は河川管理者の許可を受けなければならなくなりました。(河川法二三条)霞ケ浦と北浦は昭和四十年三月二十四日政令第四十三号によつて利根川水系として一級河川に指定されました。ところで当町は霞ケ浦と北浦に面している面積が非常に多く、この水を使つている土地改良区、任意の水利組合或は個人が沢山あります。従つてこれ等の法人や個人は流水の占用許可を受けることになります。

いまは飲料水や工業用水として水が重要な役割をもつ時代になりましたのでその水を大切にする立前からこの法律改正がなされたと考えられますが許可の手続が非常に面倒になつて居ります。

しかし今迄に慣行水利権をもつている者は経過措置(河川法第八十七条八十八条)として建設大臣に昭和四十二年三月三十一日迄に届出をすればよいことになつて居りますのでなるべく早く届出をしておくようお奨めいたします。特に土地改良区や任意の水利組合等ではこれを忘れて期間が切れると大変なことになりますから一層の御注意をお願いいたします。

なお詳細については、土木事務所、土地改良事務所、役場等に御問合せ下さい。

交通事故で医療を受ける場合には

最近は各地で交通事故が多くなりましたが、その傷害により、国保の被保険者証で医療を受けようとするときは、損害賠償請求権届出書(第三者の行為による傷病届)を町に提出することにきめられてあります。

この場合、保険者(町)が支払つた医療費は、後日、保険者(町)が被害者に代つて、加害者に請求することになりますまた、被害者が加害者より全部の医療費を受取つた上で、国保の被保険者証を用いて医療を受けた場合は保険者(町)が支払つた医療費は、被害者から町に返してもらうことになります。

以上の届出用紙は町の保険衛生課に用意してありますから印鑑持参しておいで下さい。

国民年金普及推進月間

11月1日から11月30日まで

国民年金事業については、制度が発足してから今月で六周年を迎えましたが、おおむね順調な経過をたどり、ようやく初期の成果をあげるに至つております。

明年度は、年金財政再計算期をひかえ、大巾な年金法の改正(別掲参照)が予想されておりますので、さらに本制度の基盤を確立するため、昨年同様にこの十一月を「国民年金普及推進月間」に定め、全国的に普及運動を展開しております。

当町においては、つぎの三つを重点事項に定めましたので、被保険者の皆さんには、この趣旨をさらに理解し、将来の高い年金受給のために、権利と義務の遂行に十分つとめてください。

◉未加入者はいまのうちに!

国民皆年金時代の今日ではどんな人でもなんらかの年金制度に加入することが義務づけられています。会社や官公庁等の勤め人には、以前から厚生年金や共済組合等の年金制度があり全員がこれに加入しています。この人たちを除く、農、商、漁業などの自営業者や従業員及び家族には、国民年金制度ができて「満二十才」から加入することが法律で義務づけられていることは、周知のとおりです。二十才に達すれば、すべて自分のことは自分で始末することが原則とされる今日の社会です老令、癈疾その他いろいろな事態に直面した時でも、原則として自分の生活は自分で確保してゆかねばならないと存じます。こういう事態が生じた時に、年金を支給して所得保障をする制度が国民年金です。

未加入者は、さらにこの趣旨を十分理解し、この機会にすすんで加入しましょう。

手続きは簡単です。役場の年金窓口又は受持ちの納税組合長さんに申し出てください

◉保険料の納め忘れは損

国民年金で一番大切な、忘れてならないことは保険料の納入です。保険料を免除されている被保険者以外は、納め忘れていると、納期限の翌日から起算して二年をすぎたとき時効によつて消滅し、年金給付を受けるとき、大変に損をします。特に、ご主人が不慮の事故等で亡くなつたときは、母子年金に該当しますが保険料が納まつていないと、年金は受けられません。ときどきこのような悲しい話を聞きますが、こうしたことのないよう保険料の納入は常に心がけ納期毎に、きちんと納めておくことが必要であります

現在、未納のある被保険者は、この普及月間中に全部納入し、受給資格期間の確保に万全を期してください。

現年度分の保険料は役場又は納税組合へ、過年度分の保険料は、最寄の郵便局か銀行へ納入しましょう。「納付書」は、役場の年金窓口にいつも備えてあります。

◉住所変更等の届出はすみやかに!

被保険者が住所を変更したときは、新しい住所地の市町村役場に「住所変更届」を提出することになつておりますが、この届出がなかなか励行されていないようです。

こんど、この届出が住民登録法の転入届等の中に、全部含まれておりますので、手続きをするときは「国民年金手帳」を忘れずに持参してください。いつまでも届出を怠つていると、保険料の納入がおくれ年金給付の面で大変損をいたします。

このように年金の届出は、被保険者の権利を守るために大切なものでありますから、届出の義務が生じたときは、すみやかに手続きをしてください。

療養費の支給申請は事前に承認を

医療を受けようとするときは、被保険者証を療養取扱機関(保険医)に提出して行うことになつていますが、被保険者が緊急、その他やむを得ない理由によつて、療養取扱機関以外の病院や診療所(保険医でない者)等で手当を受けた場合、または、町が療養の給付を行うことが困難と認めるときは、療養費を支給することが出来ます。申請書は用意してありますから被保険者証と印鑑を持参の上、なるべく医療を受けようとする前に承認を受けて下さい。

小児マヒのワクチン服用

小児マヒから、お子様をまもるため、次のように予防生ポリオワクチンを服用していただきます。

母子手帳を持参してもよりの場所までおでかけ下さい。

該当者は昭39、9、1から昭40、6、30までの間に生れた赤ちゃんです。

また熱のある赤ちゃんや下痢をしているもの、医師が不適と認めたお子様は服用できません。

日時及び場所

月日	時間	場所	備考
11. 22	午後1～3	行方幼稚園	29
11. 24	〃	太田分館	29
11. 25	〃	小高分館	49
11. 26	〃	大和公民館	52
11. 29	〃	麻生公民館	90

まごつかないように

十一月八日、新庁舎に移転しました。

ご用向きにまごつかないようご利用下さい。

配置図を示しました。

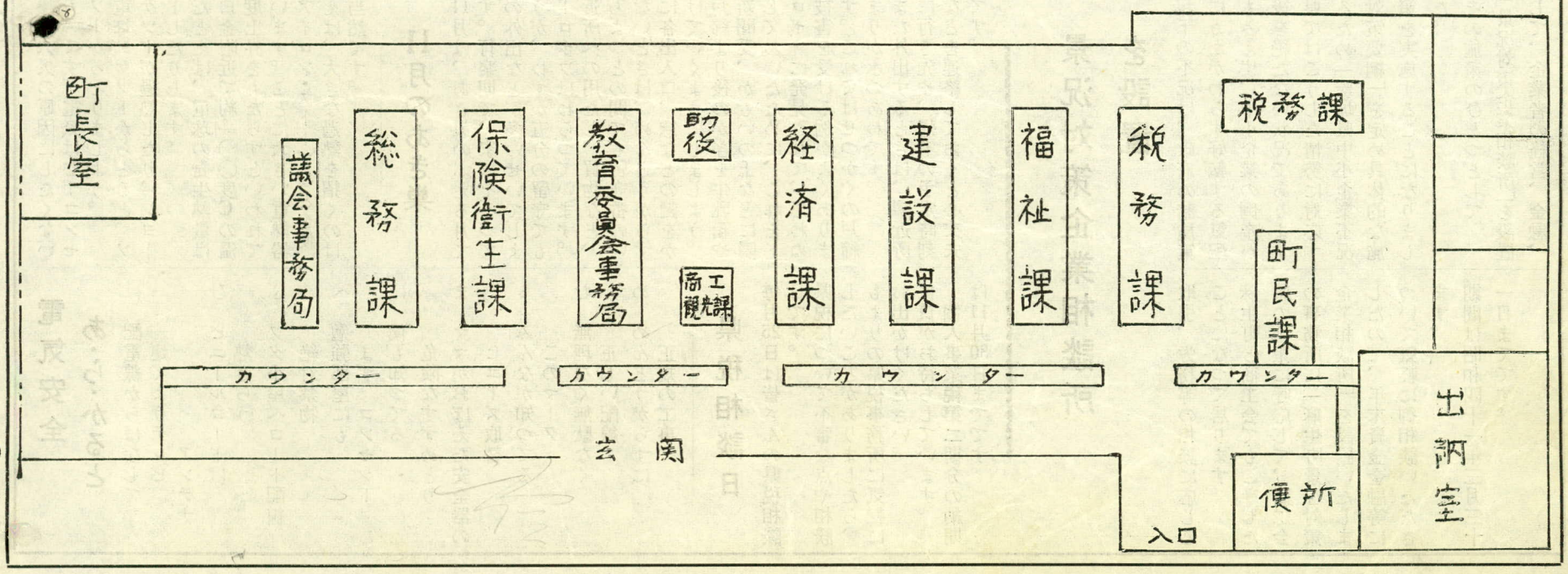

インフルエンザ(流感)の予防接種について

インフルエンザは今冬も流行するものと予想されますが予防接種には多大の経費を要します。学令以下の乳幼児には無料接種といたしますが、小中児童以上まで無料接種は困難な町財政であり、また全国各市町村全部が下記金額と同額位の負担を願うことになつておりますので負担願い下記日程要領により実施いたしましたから御多忙中誠にお手数様でも接種希望者をとりまして別紙申込書により現金をそえ11月25日までに役場保険衛生課まで申込み下さるようお願い申上げます。

但し生活保護及び準生活保護家庭児童は無料といたします

◉希望申込みにより納金いただきました接種手数料は都合上接種されなかつた場合でもワクチン購入準備いたしますので原則として返金いたしませんから御了承下さい。

記

1. 対象者　小中学校児童全員及び教職員
2. 費　用　児童 100円　教職員 160円
3. 実施日時及び場所(日時の変更は出来ませんから御了承下さい。)

実施月日 1回目	実施月日 2回目	時間	場所	備考
12 6	12 15	午後1時～3時	行方幼稚園	行方小・中・一般
〃 7	〃 16	〃 1.40～3	小高小学校	小高小・中・一般
〃 8	〃 17	〃 1 ～3	大和第1小学校	1小・一般
〃 9	〃 18	〃 〃	太田分館	太田小・一般
〃 10	〃 20	〃 〃	大和第2小学校	2小・一般
〃 11	〃 21	〃 〃	大和第3 〃	3小・一般
〃 14	〃 23	〃 〃	麻生公民館	麻生中・一般
		麻生小学校は福井先生と相談の上実施して下さい		

◉禁忌事項

1. 鶏卵に対する特異体質の人。 2. 有熱患者。 3. 心臓、腎臓等内臓に異常のある人。 4. 糖尿病、脚気、病後衰弱者、胸線リンパ体質の疑のある人。 5. 姙娠の後期、医師が不適と認めた者。

◉接種当日は安静を守り激動、飲酒、入浴は控えて下さい